

○独立行政法人国立科学博物館職員退職手当規程

平成18年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和7年3月31日
館 長 裁 定

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に対する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

2 この規程による退職手当は、職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日（研究員においては、64歳に達した日以後の最初の3月31日をいう。以下、この条において同じ。）におけるその者の基本給月額（独立行政法人国立科学博物館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条に規定する基本給をいい、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき基本給の月額をいう。）（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する状態にある負傷又は病気に限る。（以下「傷病」という。））又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第19条第2号及び第3号の規定により退職した者、第18条第4項に規定する承認（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者又は25年未満の期間勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除き、研究員のうち64歳に達した日以後最初の3月31日までの間にその者の非違によることなく退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 就業規則第24条第1項第4号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第19条第2号及び第3号の規定により退職した者、25年以上勤続し、第18条第4項に規定する承認（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受け、若しくは同条同項の規定する承認（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者又は25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除き、研究員のうち64歳に達した日以後最初の3月31日までの間にその者の非違によることなく退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（職員給与規程の改正により当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- 二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第16条第4項、第17条第1項又は第19条第3項の規定に該当するものを除く。）の日（研究員においては、64歳に達した日以後の最初の3月31日）以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第1項に規定する国家公務員等又は、第17条第1項に規定する役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第19条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、国家公務員等又は、第17条第1項に規定する役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間

- 二 第16条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

- 三 第16条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

- 四 第17条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた在職期間

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第6条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者又は11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）及び第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者又は25年以上勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）のうち、定年（研究員においては、64歳と読み替える。以下、この条及び第12条において同じ。）に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から20年（研究員においては15年）を減じた年齢以上である者に対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項 及び第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第8条第1項 第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第8条第1項 第2号	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき

		当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
第8条第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第5条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日基本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額

二 60未満 特定減額前基本給月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日にお

		けるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2) を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号ロ	同条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2) を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2) を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号ロ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における

		その者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第15条第1項の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職又は別に定める要件を満たす休職を除く。）、独立行政法人国立科学博物館職員育児休業規程（以下「育児休業規程」という。）第3条による育児休業、独立行政法人国立科学博物館職員自己啓発休業規程第4条の規定による自己啓発休業（以下「自己啓発休業」という。）、又は独立行政法人国立科学博物館職員介護休業等規程（以下「介護休業等規程」という。）第3条による介護休業、就業規則第46条第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうちその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）にあっては、3分の1、自己啓発休業をした期間にあっては、大学等における修学の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められるもの（自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職したものを除く。）に限るものとし、それ以外の自己啓発休業にあってはその月数）に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては、当該休職月等を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円

- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により別表イ及びロのとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し、次の各号のとおり定める。

一 退職した者が同一の月において別表イ又はロの基本給表に係る二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

二 前号の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、

調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

三 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第14条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日（研究員においては、64歳に達した日以後の最初の3月31日）におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間1年未満の者 100分の270

二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに、次に掲げる理由により休職月等が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前3号の規定により計算した在職期間から除外する。

一 就業規則第15条第1項（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職又は別に定める要件を満たす休職を除く。）の規定による休職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。）

二 就業規則第46条第3号の規定による停職の期間は、その月数の2分の1に相当する期間

三 育児休業等規程第3条の規定による育児休業をした期間は、その月数の2分の1に相当する期間（ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の3分の1に相当する期間）

四 自己啓発休業規程第4条の規定による自己啓発休業をした期間は、その月数（ただし、大学等における修学の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1に相当する期間）

五 前4号に掲げるもののほか、現実に職務をとることを要しなかった期間についてはその月数

- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 7 研究員の在職期間のうち、64歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後の期間は、第1項の規定にかかわらず、勤続期間に算入しない。
（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）
- 第16条** 職員のうち、科学博物館の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が科学博物館の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間を通算することと定めている地方公共団体に限る。以下同じ。）又は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職又は出向をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。
（役員の在職期間を有する職員の退職手当に係る特例）

第17条 職員が、引き続いて役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）となったときは、この規定による退職手当は支給しない。

2 第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定における役員としての在職期間の計算については、第15条の規定を適用する。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第18条 国立科学博物館長（以下「館長」という。）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において満45歳以上（研究員においては満49歳以上、守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者及び用務員、労務作業員等の労務に従事する者（以下、「技術職員」という。）においては満48歳以上）である職員を対象として行う募集。

二 組織の改廃又は事務所若しくは施設の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事務所若しくは施設に属する職員を対象として行う募集。

2 館長は、前項の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第4項の規定により承認した場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて別に定めるものを記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知する。

3 応募又は応募の取り下げに関する事項については、募集実施要項に定めるものとする。

4 館長は、応募した職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の承認（以下「承認」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が同条第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において承認をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、館長は当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について承認しないことができる。

一 応募が募集実施要項に適合しない場合

二 応募者が応募した後、就業規則第45条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けた場合

三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことに疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し承認することが博物館の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが博物館の業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

5 館長は、前項の承認をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（承

認しない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

6 館長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、承認した後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により承認した旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

7 承認を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認はその効力を失う。

一 次条第1項に該当するに至ったとき。

二 第16条第4項又は次条第3項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときは除く。）

四 就業規則第45条の規定による懲戒処分（懲戒解雇及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けたとき。

五 応募を取り下げたとき。

（退職手当の支給制限）

第19条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 就業規則第46条第5号の規定により懲戒解雇された者

二 就業規則第24条第2項第2号の規定により解雇された者

2 一般の退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第5条第1項及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

二 就業規則第46条第4号の規定により解雇された者

三 その者の非違により退職した者（第1項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第46条第1号から第3号の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（就業規則第23条の規定により暫定再雇用又は就業規則第23の2の規定により定年前短時間再雇用された職員を除く。）は、その退職については、退職手当を支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第20条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第21条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの控除)

第22条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第23条 削除

(退職手当の支給の一時差止め)

第24条 退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差し止めるものとする。

- 一 その者が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職した場合
 - 二 退職した者に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合
- 2 退職した者に対し退職手当が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職した日から当該退職手当の支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合
 - 二 退職した日から当該退職手当の支給日の前日までの間に、その者の当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、就業

規則第45条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当すると思料するに至った場合

- 3 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の支給を一時差し止めることができる。
- 4 退職手当の支給を一時差し止める措置（以下「一時差止措置」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該退職手当を支給する。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止措置を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他退職手当を支給することが一時差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
 - 一 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁固以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当する処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 一時差止措置を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当する処分を受けることなく、当該一時差止措置を受けた日から1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、当該一時差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止措置を取り消すことを妨げるものではない。

（退職手当の返納）

第25条 退職した者（遺族を含む。）に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒解雇又は諭旨解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、科学博物館は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

（その他）

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第2項、第3項、第4項及び第7項の規定は、平成25年1月1日より施行する。
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第7条第2項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた基本給月額の減額改定を除く。）によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条第1項に規定する基本給月額に含まれる基本給等の月額については、この限りでない。
- 7 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。以下「旧退職手当法」という。）第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで及び改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧退職手当法第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧退職手当法附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、この規程第4条から第14条まで及び附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
 - 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日及び施行日において職員として在職した者 施行日

- 二 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて第16条第1項に規定する国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日前の機関に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日
- 三 施行日の前日に国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日
- 9 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第7項の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「基本給月額」とあるのは「基本給月額に相当する額」とする。
- 10 職員が新制度切替日（第8項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして旧退職手当法第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで、及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号）附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）
- イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- 二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）
- イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- 三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）
- イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- 11 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第8条の規定の適用については、同上第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 12 第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間

の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第3項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第4項第3号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

13 この規程の施行日前に科学博物館を退職した者に対して、国家公務員退職手当法第10条の失業者の退職手当を支給する場合の取扱いについては、従前の例によるものとする。

14 この規程の実施にあたっては、当分の間国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。）の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 附則（平成18年4月1日施行。以下この項及び次項において同じ。）第2項（附則第3項から第5項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 附則第7項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 附則（平成18年4月1日施行。以下この項において同じ。）第2項（附則第3項から第5項においてその例による場合を含む。）及び第7項の規定の適用については、各項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」と、「業務」とあるのは「通勤による傷病以外の業務」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（第6条第1項の適用に関する経過措置）
- 2 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（技術職員にあっては63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第2項（令和5年12月1日改正）」とする。
（第7条第1項の適用に関する経過措置）
- 3 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（技術職員にあっては63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第3項（令和5年12月1日改正）」とする。
（職員給与規程附則（令和5年12月1日改正）第2項による職員の俸給月額の改定の取扱い）
- 4 第8条において、職員給与規程附則第2項（令和5年12月1日改正）の規定による職員の俸給月額の改定は、基本給月額の減額改定に該当しないものとする。
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置）
- 5 当分の間、第6条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者又は11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）及び第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者又は25年以上勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳（技術職員にあっては48歳）」とし、退職等の事由又は時期に応じて次の各号に定めるとおりとする。

本項において、60歳（技術職員にあっては63歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正前定年前年数」、退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正後定年前年数」とする。

一 第6条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者又は11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）及び第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者、25年以上勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者、次号により退職した者又は第三号により退職した者を除く。）

第9条第1項の規定において「定年に達する日」とあるのは「60歳（技術職員にあっては63歳）に達する日」、「6月」とあるのは「零月」とし、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正前定年前年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本

		給月額を基礎として、第5条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	--

二 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者、25年以上勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）のうち、60歳（技術職員にあっては63歳）に達する日前に就業規則第24条第1項第4号の規定により解雇された者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正後定年前年数1年につき退職日基本給月額に应じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前基本給月額に应じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前基本給月額に应じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額

第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第5条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
------------	---------	---

三 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第24条第1項第5号の規定により解雇された者、25年以上勤続し、就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。）のうち、60歳に達した日以後に就業規則第24条第1項第4号の規定により解雇された者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正後定年前年数1年につき退職日基本給月額に応じて改正前定年前年数に100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額

		前基本給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第5条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

6 前5項の規定は、研究員については適用しない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。